

技能実習生受入れのご案内



ミャンマー
Myanmar



ベトナム
Vietnam



インドネシア
Indonesia



寄り添うパートナー

AJS

アジア人材支援協同組合 国際事業部

〒530-0012 大阪府大阪市北区芝田2-2-17 和光ビル5階

TEL:06-6476-8844 FAX:06-6476-8877

アジア人材支援協同組合 3つの特徴



1 安定的かつ継続的に、実習生の受入れが可能

世界中から注目を集める東南アジア(ベトナム・インドネシア・ミャンマー)の実習生の、安定的かつ継続的なご紹介が可能です。これからは他の東南アジア成長国からも協力関係を広げ、貴社の国際化に貢献いたします。ビジネス環境が目まぐるしく変化するこの時代、柔軟かつ幅広い対応が特徴です。



2 資格取得支援

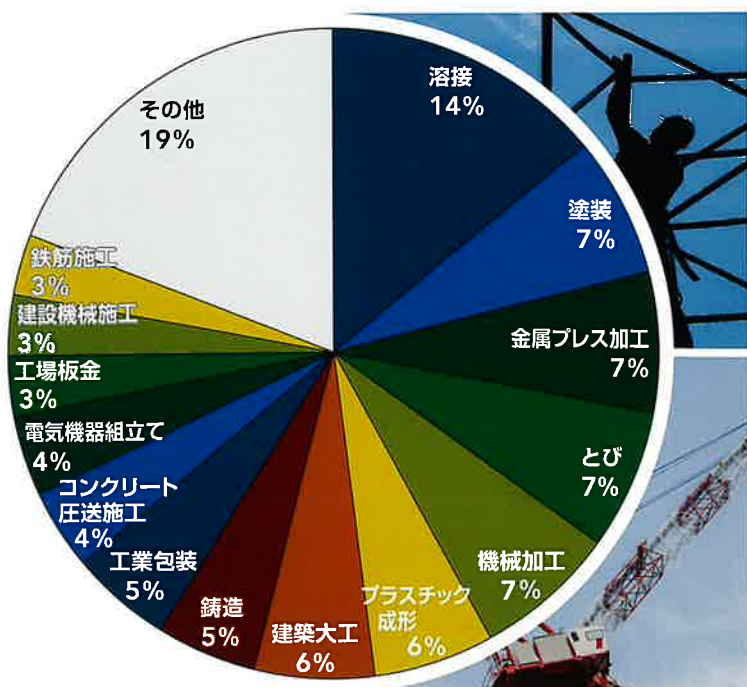
提携先の教習所にて各種必要な資格が取得できるなど、技能実習生及び特定技能生のスキルアップをサポートします。例えば、建設業はフルハーネスと足場の組立て等特別教育を弊組合が講習を行い、入社までに無償で修了証を発行します。
主な資格取得支援：玉掛・溶接・フォークリフト・クレーン・その他



3 5年間の技能実習修了後、引き続き特定技能への移行、延長もスムーズ

ネイティブスピーカーの通訳と日本人担当による2人体制で監理サポートを行うことにより、バランスのとれた監理&通訳が可能です。貴社の実情に即したサポートが可能です。最長5年間の技能実習のみならず、特定技能への移行もスムーズにお手伝いします。

様々な受入職種



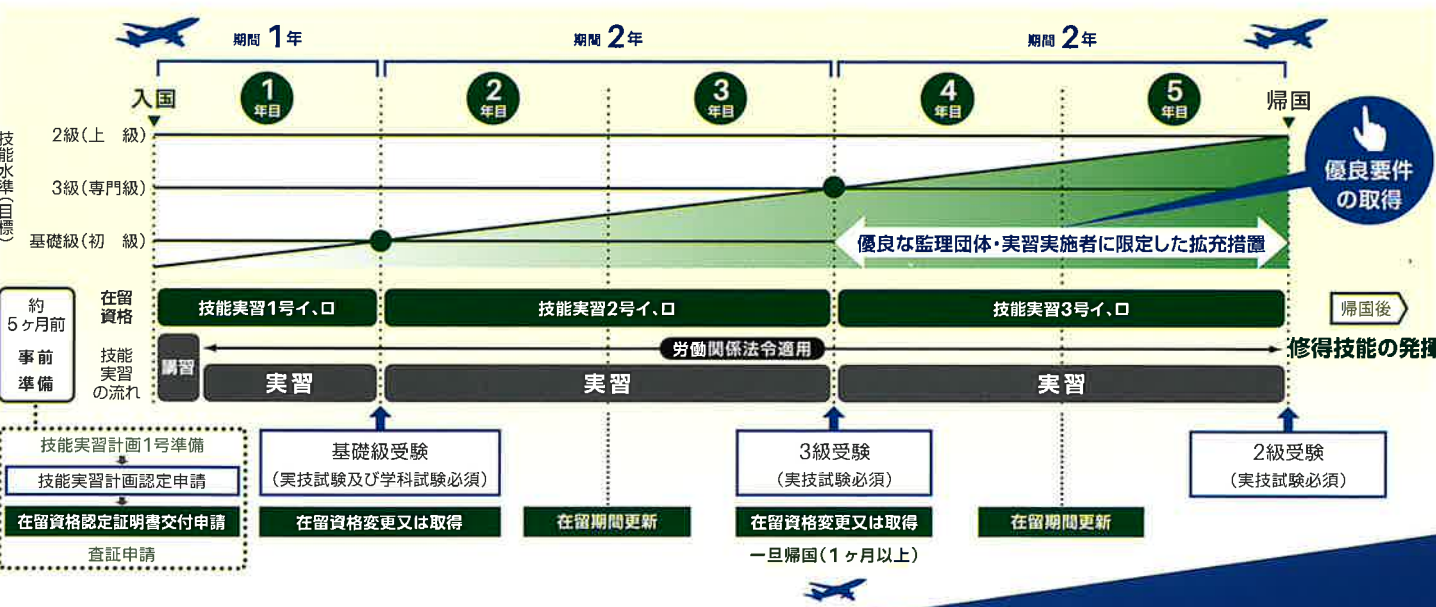
技能実習制度の仕組み

アジア人材支援協同組合が技能実習生を受入れ、傘下の企業等(実習実施者)で技能実習を実施する方式。
最長5年間の技能実習のみならず、特定技能への移行もスムーズにお手伝いします。



技能実習制度 (英: Technical intern training system)とは、1993年(平成5年)に導入され、「技能実習」の在留資格で日本に在留する外国人が報酬を伴う技能実習を行う制度である

技能実習生の入国から帰国までの流れ



組合概要

名 称 アジア人材支援協同組合

代 表 理 事 大倉 孝之

設 立 認 可 平成19年11月30日

拠 点 【本部・国際事業部】大阪市北区芝田2-2-17 和光ビル5F

所 属 大阪府中小企業団体中央会

- 事 業 内 容
- 組合員の取り扱う各種工事及び建築設計の受入れ受注
 - 組合員の必要とする消耗品及び事務用機器の共同購買
 - 組合員のためにする外国人技能実習生受入事業及び外国人技能実習生受入に係る職業紹介事業
 - 組合員のためにする特定技能外国人支援事業及び特定技能外国人に係る職業紹介事業
 - 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
 - 組合員の福利厚生に関する事業
 - 組合員のためにする共同宣伝事業
 - 前各号の事業に附帯する事業

